

官報

号外

昭和三十六年四月二十七日

第三十八回 衆議院會議録 第三十四号

昭和三十六年四月二十七日(木曜日)

議事日程 第二十七号

昭和三十六年四月二十七日

午後一時開議

第一 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出)

第二 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出)

日程第二 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十六年四月二十六日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及びハは修正)

附 則

公布の日

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案を議題といたします。

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

昭和三十六年二月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(利子補給契約)

第一条 政府は、日本船舶を所有することができる会社の申請により、その会社が外航船舶(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)により遠洋区域を航行区域とする貨物船又は油送船で運輸省令で定める規格に適合するものをいう。)の建造を日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人たる造船事業者に請け負わせる場合において、日本開発銀行がその資金を融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を同銀行と結ぶことができる。

(利子補給金の支給年限)

第二条 前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約(以下「利子補給契約」という。)により政府が利子補給金を支給することができるときは、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

(利子補給金の総額)

第三条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

(利子補給金の限度)

第四条 利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該

昭和三十六年四月二十七日 衆議院會議録第三十四号 日本開發銀行に關する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一案

六九〇

利子補給契約に係る融資が最初になされた日から当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日以後二月までの間になされた融資の融資残高について、当該融資に係る利率と年五分との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額を限度とする。

2 前項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、当該利子補給契約で定める当該船舶の予定竣工日以後の融資残高が、融資総額を当該融資契約が結ばれた日以後、貨物船に係る融資にあつては元本三年間据置き十年間半年賦均等償還、油送船に係る融資にあつては元本三年間据置き八年間半年賦均等償還の条件で償還するものとした場合における計算上の融資残高をこえるときは、その計算上の融資残高を同項の融資残高とする。

(利子額)
第五条 日本開發銀行は、利子補給契約により政府から利子補給金の支給を受けるときは、当該融資契約により受ける利子額を当該融資の契約上の利子額から利子補給金に相当する額だけ差し引いたものとしなければならない。

第六条 利子補給契約に係る融資を受けた会社については、これを外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社とみなして、同法第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定を適用する。

2 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法第二十二條の規定は、日本開發銀行がこの法律又は利子補給契約に違反した場合について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府が利子補給契約を結ぶことができるのは、昭和三十三年三月三十一日までとする。

理 由

外航船舶の建造を促進し、あわせて海運企業の経営基盤を強化するため、当分の間、日本開發銀行の行なう外航船舶の建造のための融資について利子補給契約を結ぶことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事高橋清一郎君。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔高橋清一郎君登壇〕
○高橋清一郎君 たいま議題となりました日本開發銀行に關する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。

わが国の海運企業は、もっぱら借入金によつて新船建造を行なわざるを得なかつたために、その資本構成は悪化し、これにわが国の金利水準が国際水準から見ても著しく割高である事情が加つて、その企業内容は極度に悪化して参つたのであります。よつて、かかる割高な金利負担の軽減をはかるために、日本開發銀行の融資についても利子補給を行なうことができるようにしようとするものであります。

次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げます。
第一点は、政府は、日本開發銀行と契約を結び、外航船舶建造のための同行の融資について、当該融資の契約上の利率年六分五厘と年五分との差を限度として利子補給金を支給することができるとし、その年限は契約をした会計年度以降七年度以内とするのと、第二点は、利子補給金の予算の制限、支給限度額及び日本開發銀行の利子引き下げ義務などを規定することとに、海運会社が一定以上の利益金を計

上した場合の国庫返納、海運会社に対する監査、勧告、海運会社及び日本開發銀行の義務違反に対する措置などについて、市中融資に対する利子補給の場合と同様に規制することでありま

す。なお、政府が利子補給契約を結ぶことができるのは昭和三十三年三月三十一日までと定めようとするものであります。
本法案は、去る二月二十二日本委員会に付託され、同月二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十八日、四月十四日、十八日質疑を行ないましたが、その内容は會議録により御承知願ひます。

かくて、四月二十一日、討論を省略し、採決の結果、本法案は起立議員をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決でありま

す。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、日程第三、自衛隊法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十六年二月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

防衛庁設置法の一部を改正する法律
防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「統合幕僚會議(第二十五条第二十八條)」を「統合幕僚會議(第二十五条第二十八條の二)」に改める。

第七條第一項中「二十五万四千七百九十九人」を「二十六万八千三百三十三人」に改め、同條第二項中「七万人」を「七万五千五百人」に、「二万七千六百六十七人」を「三万二千九百七十七人」に、「三万三千二百二十五人」を「三万八千三百三十七人」に、「二

十三万九百三十五人」を「二十四万二千九百人」に改める。

第二十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊法第二十二條第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るものの行動についての長官の指揮命令に関すること。

第二十六條に次の一項を加える。

2 統合幕僚会議は、前項に規定する事務を行なうほか、統合幕僚学校を管理する。

第二十八條中第五項を第六項とし、同条第四項中「事務局長の外」を「事務局長のほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「統合幕僚会議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局においては、統合幕僚会議の事務及び自衛隊法第二十二條第三項の規定により議長の行なう職務に関する事務をつかさどる。

第二章第二節第三款中第二十八條の次に次の一條を加える。

(統合幕僚学校)

第二十八條の二 統合幕僚会議に、統合幕僚学校を附置する。

2 統合幕僚学校は、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行なう機関とする。

3 統合幕僚学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 校長は、校務を掌理する。

5 統合幕僚学校に、校長のほか、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

6 統合幕僚学校は、東京都に置く。

7 統合幕僚学校の内部組織については、総理府令で定める。

第三十三條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこ

れらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行なう。

第三十八條第二項中「学生」の下に「(第三十三條第一項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加える。

附 則

1 この法律中自次の改正規定、第二十六條に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八條の次に一條を加える改正規定は昭和三十六年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

2 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「以下「学生」というを、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第三十三條第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」というに改める。

理 由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の定員並びに統合幕僚会議及び統合幕僚会議の事務局の所掌事務を改めるとともに、統合幕僚会議に統合幕僚学校を新設し、あわせて防衛大学校の所掌事務を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年二月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「管区隊、混成団」を「師団」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「管区隊」を「師団」に、「管区總監部」を「師団司令部」に改め、同条第四項を削る。

第十二條(見出しを含む。)中「管区總監」を「師団長」に、「管区隊」を「師団」に改める。

第十三條(見出しを含む。)中、「管区隊及び混成団」を「及び師団」に、「管区總監部及び混成団本部」を「及び師団司令部」に改める。

第十四條中、「管区隊及び混成団」を「及び師団」に改める。

第十五條第一項中「地方隊」の下に「教育航空集団」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第十五條第四項中「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習隊司令部」を「練習艦隊司令部」に改め、同項を同

条第七項とし、同条第三項中「警戒隊」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 教育航空集団は、教育航空集団司令部及び教育航空群その他の直轄部隊から成る。

第十五條第二項中「護衛隊群」を「護衛艦隊、航空集団」に、「及び護衛隊群以外の部隊」を「護衛艦隊及び航空集団以外の部隊」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛艦隊群その他の直轄部隊から成る。

4 航空集団は、航空集団司令部及び航空群から成る。

第十六條(見出しを含む。)中「自衛艦隊司令」を「自衛艦隊司令官」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(護衛艦隊司令官)
第十六條の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令部とする。

2 護衛艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。

(航空集団司令官)
第十六條の三 航空集団の長は、航空集団司令部とする。

2 航空集団司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、航空集団の隊務を統括する。

に、「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(教育航空集団司令官)

第十七条の二 教育航空集団の長は、教育航空集団司令官とする。

2 教育航空集団司令官は、長官の指揮監督を受け、教育航空集団の隊務を統括する。

第十八条中「自衛艦隊」の下に「護衛艦隊、航空集団」を、「地方隊」の下に「教育航空集団」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第二十條第一項中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 保安管制気象団は、保安管制気象団司令部及び保安管制群、気象群その他の直轄部隊から成る。

第二十條の二(見出しを含む)中「航空総隊司令官」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十條の三(見出しを含む)中「飛行教育集団司令官」を「飛行教育集団司令官」に改める。

第二十條の四(見出しを含む)中「航空方面隊司令官」を「航空方面隊司令官」に、「航空総隊司令官」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十條の五第二項中「飛行教育集団司令官」を「飛行教育集団司令官」に改める。

に、「航空方面隊司令官」を「航空方面隊司令官」に改める。

第二十條の七中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条を第二十條の八とし、第二十條の六を第二十條の七とし、第二十條の五の次に次の一条を加える。

(保安管制気象団司令官)

第二十條の六 保安管制気象団の長は、保安管制気象団司令官とする。

2 保安管制気象団司令官は、長官の指揮監督を受け、保安管制気象団の隊務を統括する。

第二十一條の見出しを「(航空総隊等の名称等)」に改め、同条第一項中「航空団及び管制教育団」を「航空団、保安管制気象団及び管制教育団(以下「航空総隊等」といふ。))」に改め、「航空団司令部」の下に「保安管制気象団司令部」を、「管制教育団司令部」の下に「(以下「航空総隊司令部」といふ。))」を加え、同条第二項中「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団並びに航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部、部及び管制教育団司令部を増置し」を「航空総隊等及び航空総隊司令部等を増置し」に、「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称並びに航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部、部、飛行教育集団司令部、航空方面

隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部の名称及び所在地」を「航空総隊等の名称並びに航空総隊司令部等の名称及び所在地」に改める。

第二十二條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに關する長官の命令は、統合幕僚會議の議長が執行する。

第二十四條第一項中「海上自衛隊又は航空自衛隊については」を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 補給統制処
第二十六條第三項中「航空総隊司令官」を「航空総隊司令部」に改め、同条に次の一項を加える。

4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。

第二十六條の次に次の一条を加える。

(補給統制処)

第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に關する統制業務を行なう。

2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。

第二十七條第三項中「航空総隊司令官」を「航空総隊司令部」に改める。

第二十八條中「管区總監、混成団長」を「師団長」に、「航空総隊司令官」を「航空総隊司令部」に改める。

第三十三條中「以下「学生」といふ」を「防衛庁設置法第三十三條第一項の教育訓練を受けている者をいふ。以下「学生」といふ」に改める。

第六十六條第二項中「二万五千人」を「二万七千人」に改める。

第百條の二の次に次の一条を加える。

(運動競技会に対する協力)
第百條の三 長官は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生しない限度に

において、國際的若しくは全國的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

第百一條中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。

第百十六條の三に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の用品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとることができないと認められるものに対しても、前項の例により食事を支給することができ

方面隊及び師団の名称		方面總監部及び師団司令部	
名	称	名	所 在 地
北部方面隊		北部方面總監部	札幌市
東北方面隊		東北方面總監部	仙台市
東部方面隊		東部方面總監部	東京都
中部方面隊		中部方面總監部	伊丹市

六九三

昭和三十六年四月二十七日 衆議院會議録第三十四号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一案

第三は、防衛大学校に理工学に関する高度の理論及び応用に関する課程を新たに設けること等であり、

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案の要点を御説明申し上げますと、

第一は、自衛隊の組織及び編成等を整備することであり、すなわち、陸上自衛隊においては、現在の六管区隊、四混成団を十三個師団に改編することであり、海上自衛隊においては、新たに、長官直轄部隊として教育航空集団を置くとともに、自衛艦隊は、護衛艦隊及び航空集団その他の直轄部隊をもって編成することにしたことであり、航空自衛隊においては、西部航空方面隊を新設して、既設の第五航空団をその隷下に置くとともに、中部航空方面隊に第六及び第七航空団を新設すること等であり、

さらに、陸、海、空各自衛隊の補給処における調達、補給等の統制業務を行なう機関として補給統制処を置くことができることとし、また、練習隊群を練習艦隊と改称し、自衛艦隊司令、航空艦隊司令等の名称をそれぞれ司令官と改めることでもあります。

第二は、防衛庁設置法における統合幕僚会議の所掌事務の改正に際して、統合部隊の行動についての長官の指揮は統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は統合幕僚会議の議長が執行するものとしたことでもあります。

第三は、予備自衛官の員数を二千人増員するほか、自衛隊の任務遂行に支障のない限り、国際的な運動競技会等に対して自衛隊が必要な協力を行なうことができることとしたこと等であり、

面案は、二月十五日日本委員会に付託、政府より提案理由の説明を聴取した後、池田首相、西村防衛庁長官その他関係政府委員に対し、各委員より諸般の角度から熱心な質疑がなされたのでありますが、その詳細は何とぞ會議録によつて御承知を願います。

かくて、昨日質疑を打ち切り、面案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して藤原委員より賛成の意見が、日本社会党を代表して山内委員より、また、民主社会党を代表して受田委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、次いで採決いたしましたところ、いずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。山内広君。

「山内広君登壇」

○山内広君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法

律案、いわゆる防衛二法案に断固反対の立場から、その理由を明らかにせんとするものであります。(拍手)

まず、反対の第一の理由は、自衛隊の存在そのものが、戦争の放棄と戦力保持の禁止をうたった憲法の違反であり、平和を脅かすものであるからであります。(拍手)

言うまでもなく、平和憲法は、日本民族の戦争への反省と、あやまちを繰り返すまいというかたい決意を全世界に表明したものであつたはずであります。しかるに、昭和二十五年八月、警察予備隊として発足以来、歴代保守党内閣は、政府みずから国の基本法である憲法をじゅうりんし、その陰において着々と再軍備政策を推し進めて参りました結果が、本改正案に見られるごとく、実に二十六万八千三百三十三名、予備自衛官一万七千名という今日の巨大な姿に自衛隊は発展してきたのであります。また、これを質的に見ましても、各種ミサイルの装備など、その戦力は飛躍的に強化され、あまつさえ、昭和三十三年四月、岸内閣は、核兵器を持つことは憲法違反であると政府の統一見解を発表したこともあり、すけれども、いつの間にか、政策としては核武装はしないけれども、防衛的小型核兵器なら憲法違反にはならぬと、その見解を變更して参つておるのであります。政策が變れば明日にも公然と核武装が行なわれるかもしれないの

でありまして、実に恐怖戦慄を禁じ得ないものであります。池田首相及び防衛当局は、必要最小限度の自衛力は憲法違反ではない、その限界はそのときとめると言明し、放棄したはずの戦力と守るべき自衛力との限界については何ら具体的に示してはいないのであります。流動する国際情勢と、無限に殺人兵器が発達しております現代にあつて、自衛のために必要な最小限度とは、これまた無限であり、小型の核兵器はおろか、全自衛隊の核武装さえ容易に行なわれるであらうということ、十年間の自衛隊の歴史を通じて、国民は、はだ身にしみて承知しておるのであります。(拍手)

反対の第二点は、こうした自衛隊の核武装化によつて、抜き差しならぬ核戦争への危機に落ち込んでいくのではないかと国民の杞憂が、決して杞憂のままで済まされないという事実であります。

三十六年度の防衛基本方針では、装備の近代化及びその質的強化の促進がうたわれておるのでありますけれども、本改正案に見られる十三個師団への改編は、核武装に伴う火力の飛躍的強化に備へ、また、その機動性を高めるための作戦基本単位の変革であり、新安保体制第一年度としての役割がここにひそめられておるのであります。

第二次防衛計画におきましては、より一その量のより質への強化、すなわち、核弾頭を装備し得るミサイルの整備が現実的な課題として登場しつつあることは、きわめて明白であります。

さらに、十三個師団改編には、委員会の審議を通じて明らかなごとく、国内治安対策の強化という、いま一つのねらいが込められているのであります。これこそ、絶対に容認しがたい反対の第三の理由であります。

現在、池田内閣の実施しつつある所得増計画は、独占資本へ奉仕するものでこそあれ、一般国民大衆には縁の遠いものであります。すなわち、公共料金の引き上げを初め、相次ぐ物価値上がりは、日々の国民生活に困苦をもたらす、池田政策を批判する国民の声は、今や、ちまたに高まりつつあるものであります。池田内閣がこうした独占資本本位の政策を改めない限り、労働者は合理化と失業に反対し、生活と権利を守るために戦い続けるのであります。農民は、貧農切り捨ての池田農政に反対し、みずからの力で豊かな農村建設のために立ち上がるのであります。このとき、公共の秩序と治安維持の名のもとに、国民の血税によつてあがなわれた自衛隊が国民を弾圧する武装軍隊と化するおそれなしと、それが保証できるではありませんか。

(拍手) 新安保条約によつて、いわゆる内乱条項がなくなり、米軍が直接日本国内の紛争に介入し得なくなった結

果、日本を常に最良の前線基地として確保しておきたいというアメリカの意向と、安保、三池闘争を通じて危機感を深めた日本財界の要請に依り、今や自衛隊はその先を国民同胞に向け始めたものと断ぜざるを得ないのであります。

反対の第四点は、統合幕僚会議と議長の権限の強化についてであります。

これは、一朝有事の際、情勢に即応し得る体制を整えるために、作戦、指揮系統を流線化しようとするものであつて、陸、海、空三自衛隊の共同作戦にあつては、統幕が基本命令を立案し、長官の指揮は統幕議長が執行するといふものであります。かくして、新安保条約第五条の日米共同防衛条項が発動されるときは、米軍の指揮のもとに即座に行動し得る体制がここに整えられるわけでありまして。さらに、このような武官への権限の集中は、かつて軍部の独裁が日本を戦争の谷間に引きずり込んだあの過去の暗い歴史を思い浮かべるときに、実質的に文官優位の原則をくずし、将来に禍根を残すものとして、われわれの断じて認め得ない点であります。(拍手)

以上、防衛二法案改正に対する反対理由を述べて参りましたが、翻つて、十年間に及ぶ自衛隊の歴史を考えると、自衛隊の存在はむしろ極東の緊張を強め、戦争への危機を深めるものではないかという不安と危惧を、国民

は、警察予備隊として発足当初より終始変わらず持ち続けてきたのであります。しかし、歴代の政府は、かつて一度たりとも、こうした国民の不安と疑惑を解消するために誠意ある態度を示したことはなかったものであります。特に、日米新安保条約締結によつて、日本は防衛力増強の義務を負ふこととなり、国民の不安はますます強められてきたのであります。この意味におきまして、六月に予定されております池田首相の訪米については、国民は深い関心を寄せているのであります。すでに、世上では、池田首相は防衛二法案改正案を成立させた上、第二次防衛計画を手みやげに渡米するであろうといふことを信じて疑つておられないのであります。そのために、一月以来、第二次防衛計画について検討が加えられているにもかかわらず、委員会における首相及び防衛庁長官の答弁によつても明らかで、その具体的内容については目下検討中の一点張り、何らその内容を明らかにしようとはしないばかりか、第二次計画の構想や日米首脳会議に臨む防衛に対する心がまえさえ語らうとはしないのであります。

池田首相初め、防衛当局者は、口を開けば国民に愛される自衛隊と言いつたが、事ごとに国民の目をこまかし、隠れて事を運ぼうとするために、かえつて国民の支持を失ひ、その証拠として、肝心の青年たちすらも自衛隊に

そつばを向き、声をかちしつゝの自衛隊員募集にもかかわらず、現在、二万一千名をこえる欠員をかかえて、防衛当局は定員の確保に苦慮しているありさまであります。青年たちが国のさきもりとしての誇りを持つていないのは、だれのために、何のために自衛隊が存在するかという基本的な問題に大多数の国民が疑問を持っているからであります。池田首相初め防衛当局が事ごとに秘密主義をとるのは、アメリカ防衛のための最前線部隊たる自衛隊の本質と、さきに述べたこととをその反国民的性格そのものが、秘密主義をとらざるを得ない最大の理由だといふことを、私はここにつけ加えないわけにはいかないものであります。

防衛二法案の委員会審議がたけなわのおり、私も、人工衛星打ち上げの成功の報に接しました。偉大なる科学の進歩は、大量殺人兵器を生み出す一方に、その平和的利用は人類の未来に限りなき展望を与えようといふことを、私たちは痛切に感じておるのであります。

すでに、委員会審議の過程で、日本にミサイル攻撃が行なわれた場合、在日米軍を含めて、この攻撃に対しては全く無力であることが明らかにされたのであります。窮乏兵器が発達した今日、自衛隊を強化して極東の緊張を強め、戦争への危機を深める道を歩むよりも、わが党が提唱してきたよう

に、どこの国とも争わぬ、平等互恵の積極的中立の道こそ、平和憲法をいたぐ日本国民の歩むべき道であり、この道によつてのみ日本の安全と繁栄が保障されることを申し添へ、両改正案のすみやかな撤回を要求いたします。して、私の反対討論を終わります。

○議長(清瀬一郎君) 小川半次君。〔小川半次君登壇〕 小川半次君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております防衛関係二法案に対し、賛成の意見を表明せんとするものであります。

おおよそ、人類の社会において、だれ一人として平和を企願しない者はないと思ひます。こうした人類の理想にもかかわらず、過去の戦争や紛争の悲劇が繰り返され、これに対処するため、永世中立国といわれるスイスや、北欧の理想境スエーデンを初め、世界各国が、いずれも、大小強弱の差はあつても、自衛軍を保持し、これによつて祖国を守り、さらに、国際平和に寄与してきたというのが、過去の歴史であり、自衛軍を持つというところは、今日、国際間の常識となつておるところであります。(拍手)わが国自衛隊もまた、かかる国際間の平和的意義と祖国防衛の必要性から存在するものであることは、今さら論ずるまでもないところでありまして。しかるに、ただ

いま社会党山内議員もそうであつたこととく、わが国一部の中に、特に野党の諸君の中には、口を開けば、自衛隊は違憲であるかのごとく、また、自衛隊があるから戦争に巻き込まれるのだという一方的議論がなされておるのであります。持つことは当然の権利であり、これを裏づける必要最小限の自衛力を保持することは何等憲法に違反するものでなく、日本の国土と国民の安全を守るための国家存立の基本的権利であると確信するものであります。(拍手)

今日、世界的な大戦は人類の破滅を来すものであるといふ各国の英知と進歩せる認識よりして、今直ちに全面戦争が起こるであらうとは思へないといふところでありまして、キューバ、ラオス、コンゴ等、その他世界には幾多の局地紛争が絶えず、また、極東方面を見ましても、東西両陣営に分離されている諸国を初め、政治、経済、軍事等、各分野にきわめて不安定な要素を持ち、常に局地紛争発生の危険性をはらんでいる状態でありまして。このよう

な国際情勢の現実を直視し、わが国の国防を全うするため、いかなる恒久的対策を講ずべきかを真剣に考察するとき、われわれのとるべき道は明確であります。すなわち、それは、世界の恒久的平和機構たる国連の活動を積極的に支持することはもちろん、また、単独防衛が困難な現実にかんがみ、民主

昭和三十六年四月二十七日 衆議院會議録第三十四号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一案

主義国家として志を同じくするアメリカとの集団安全保障体制のもとに、わが国に対する侵略に対処し得る防衛力を整備することこそ、戦争の発生を未然に防止し、ひいては極東及び世界の平和に寄与するゆえんであると確信するものであります。(拍手)

民主政治下、国政のいかなる問題についても活発な議論をすることは、人それぞれ自由とは申しながら、しかし、国防という大問題については、国際社会の現実を無視する、いわゆる無防備中立というがごとき空想論にのみ走っていたならば、あるいは他国からの侵略を容易ならしめ、ついには国家の存立と民族の生命を危うくする結果ともなり、われわれの絶対容認できないところであります。(拍手)また、無防備が即平和であるという、痴人の夢にもひとしい議論が、今なお一部にあり、もちろん、わが国ほど平和のスローガンを安売りしている国はないのであって、われわれは、平和の美名のもとに弱動し暗躍する擬装平和主義者に乗ぜられてはならないのであります。(拍手)真に平和を欲する賢者は軽薄な平和論を口にしないものであるという先哲の教に、いま一度耳を傾けねばならないのであります。

計画化して一そう有効なものにしようとするのが、今回のこの法案と見るべきであります。

次に、野党の諸君は、防衛費の増大が直ちに国民生活を圧迫するかのごとく強調されるのであります。理想的社会福祉国家といわれるスウェーデンにおいてすら、歳出予算の一九％、国民所得の五・六％の国防費を支出しており、これに対して、わが国は、歳出予算の九・一％、国民所得の一・四％という防衛費であり、これは、国際的基準から見ましてもきわめて控え目な額でありまして、野党の言われるような不当なものでないことは、この数字が示しているところであります。(拍手)世界いづれの国といえども、財政上金がかつていいるから国防費に出そうという国は一国もないのであって、幾多の障害や困難に当面しながらも、国防のために必要なりとして、やむなく多額の経費を支出しており、国民もまた、その負担を自国及び民族存立のために必要としているのであります。かかる各国の実情もまた、われわれのよく知らなければならぬ重要な点であります。わが国のごとく、国防のため国民所得の二％程度の支出は、決して民生安定を阻害することにはならないのであります。

さらに、自衛隊と核装備について、しばしばいわれるところであります。が、政府は、自衛隊の核装備はもちろ

ん、核兵器の持ち込みも絶対いたさない旨を再三言明しており、わが党においてもこのような態度を堅持いたすものであります。何ら懸念の余地はないのであります。

その他、野党の諸君は、この法案の真のねらいとする点を故意に曲解して、飛躍的な批判をされるのであります。が、この二法案は、御承知の通り、文官優位の基本原則に立って、従来の防衛力整備計画に従って整備された艦船、航空機等を運用するために必要な増員を行なうとともに、陸上自衛隊においては、わが国国土の情勢に即した師団への改編を行ない、海上自衛隊においては、海、空部隊の統一的運用をはかるため自衛艦隊の編成を改正し、航空自衛隊においては、西部方面における指揮機構を整備して、日本全土の防空体制の充実をはかり、さらに、有事における三自衛隊の一そうの能率的かつ一体的指揮運用を達成するため、統合幕僚会議の所掌事務の改正を行なうものであります。要するに、わが国土と国民の安全のため、ひいては世界平和に寄与せんがため、自衛隊の充実と効率的使用を意図するものであります。

ものであることを深く確信し、ここに賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論はこれにて終局いたしました。

よって、両案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百五十七

可とする者(白票) 二百二十二

〔拍手〕

否とする者(青票) 百三十五

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一件を委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一件を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	安藤 覺君
相川 勝六君	淺澤 寛君
愛知 揆一君	青木 正君
赤澤 正道君	秋田 大助君
秋山 利恭君	足立 篤郎君
綾部健太郎君	荒木壽夫君
荒松清十郎君	有田 喜一君
有馬 英治君	井出 一太郎君
井原 岸高君	井村 重雄君
伊藤 五郎君	伊藤 郷一君
伊藤 繁一郎君	伊藤 楓君
伊藤 繁次郎君	飯塚 定輔君
生田 宏一君	池田 清志君
池田 勇人君	石井光次郎君
石田 博英君	一萬田尙登君
今松 治郎君	宇田 國榮君
宇野 宗佑君	植木庚子郎君
内田 常雄君	内海 安吉君
遠藤 三郎君	小笠 公韶君
小川 牛次君	小川 平二君
小沢 辰男君	小澤佐重喜君
小澤 太郎君	尾関 義一君
大石 武一君	大上 司君
大久保武雄君	大倉 三郎君
大沢 雄一君	大高 康君

大竹 作摩君	大橋 武夫君	田口長治郎君	田澤 吉郎君
大平 正芳君	大村 清一君	田中伊三次君	田中 榮一君
大森 玉木君	岡崎 英城君	田中 龍夫君	田中 正巳君
岡本 茂君	加藤 高藏君	田邊 國男君	田村 元君
加藤常太郎君	金子 一平君	高田 富與君	高橋清一郎君
金子 岩三君	金丸 信君	高見 三郎君	竹内 俊吉君
上林山榮吉君	龜岡 高夫君	竹下 登君	竹山祐太郎君
鴨田 宗一君	唐澤 俊樹君	館林三喜男君	谷垣 專一君
飯谷 忠男君	川野 芳滿君	千葉 三郎君	中馬 辰猪君
川村善八郎君	菅 太郎君	津雲 國利君	津島 文治君
菅野和太郎君	簡牛 九夫君	塚田十一郎君	堤 康次郎君
木村 公平君	岸 信介君	網島 正興君	寺島隆太郎君
岸本 義廣君	北澤 直吉君	渡海元三郎君	床次 德二君
久野 忠治君	久保田四次君	富田 健治君	内藤 隆君
久保田藤廣君	草野一郎平君	中垣 國男君	中野 四郎君
藏内 修治君	小泉 純也君	中村 幸八君	中村三之丞君
小金 義照君	小島 徹三君	中村 寅太郎君	中村庸一郎君
小平 久雄君	小山 長規君	中山 マサ君	永田 亮一君
河本 敏夫君	佐々木秀世君	永山 忠則君	瀧尾 弘吉君
佐々木義武君	佐藤 榮作君	二階堂 進君	丹羽喬四郎君
佐藤虎次郎君	佐藤洋之助君	丹羽 兵助君	西村 英一君
佐伯 宗義君	齋藤 邦吉君	西村 直己君	野田 卯一君
齋藤 憲三君	坂田 英一君	野田 武夫君	野原 正勝君
坂田 道太君	笹本 一雄君	羽田武嗣郎君	橋本 龍伍君
薩摩 雄次君	始関 伊平君	長谷川四郎君	長谷川 峻君
椎熊 三郎君	重政 誠之君	八田 貞義君	濱田 幸雄君
篠田 弘作君	遊谷 直藏君	濱田 正信君	濱地 文平君
島村 一郎君	首藤 新八君	濱野 清吾君	林 博君
正示啓次郎君	周東 英雄君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君
壽原 正一君	鈴木 正吾君	福田 赴夫君	藤井 勝志君
鈴木 仙八君	鈴木 善幸君	藤枝 泉介君	藤田 義光君
砂原 格君	瀬戸山三男君	藤原 節夫君	藤本 捨助君
關谷 勝利君	田川 誠一君		

船田 中君	古井 喜實君	大柴 滋夫君	大原 亨君
古川 丈吉君	保科善四郎君	岡 良一君	岡田 利春君
保利 茂君	坊 秀男君	岡本 隆一君	加藤 勤十君
星島 二郎君	細田 吉藏君	片島 港君	勝澤 芳雄君
堀内 一雄君	本名 武君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君
前尾繁三郎君	前田 正男君	川俣 清吾君	川村 義義君
前田 義雄君	牧野 寛索君	河上丈太郎君	木原津與志君
益谷 秀次君	松浦周太郎君	北山 愛郎君	久保 三郎君
松浦 東介君	松永 東君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君
松野 頼三君	松村 謙三君	黒田 壽男君	小林 信一君
松本 一郎君	松本 俊一君	小林 進君	小林 ちづ君
松山千恵子君	三浦 一雄君	小松 幹君	兒玉 末男君
三和 精一君	水田三喜男君	五島 虎雄君	河野 密君
南 好雄君	宮澤 胤男君	佐々木更三君	佐野 憲治君
毛利 松平君	森下 國雄君	坂本 泰良君	阪上安太郎君
森田重次郎君	森山 欽司君	實川 清之君	島上善五郎君
八木 徹雄君	保岡 武久君	島本 虎三君	下平 正一君
山口 好一君	山崎 巖君	東海林 稔君	杉山元治郎君
山手 滿男君	山村新治郎君	鈴木茂三郎君	田口 誠治君
吉田 重延君	米田 吉盛君	田中織之進君	田中 武夫君
米山 恒治君	渡邊 良夫君	田邊 誠君	田原 春次君
安宅 常彦君	阿部 五郎君	多賀谷貞松君	高田 富之君
淺沼 享子君	足鹿 覺君	高津 正道君	榎 兼次郎君
飛鳥田一雄君	有馬 輝武君	坪野 米男君	戸叶 里子君
淡谷 悠藏君	井伊 誠一君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君
井岡 大治君	井手 以誠君	中島 巖君	中嶋 英夫君
猪俣 浩三君	石川 次夫君	中村 重光君	中村 英男君
石田 寛全君	石橋 政嗣君	永井勝次郎君	檜崎弥之助君
石村 英雄君	石山 權作君	成田 知巳君	二宮 武夫君
板川 正吾君	稻村 隆一君	西宮 弘君	西村 関一君
小川 豊明君	緒方 孝男君	西村 力弥君	野口 忠夫君
		野原 覺君	芳賀 貢君

否とする議員の氏名

小川 豊明君	緒方 孝男君
板川 正吾君	稻村 隆一君
石村 英雄君	石山 權作君
石田 寛全君	石橋 政嗣君
猪俣 浩三君	井手 以誠君
井岡 大治君	井伊 誠一君
淡谷 悠藏君	有馬 輝武君
飛鳥田一雄君	足鹿 覺君
淺沼 享子君	阿部 五郎君
安宅 常彦君	渡邊 良夫君

長谷川 保君	畑 和君
原 茂君	原 彰君
日野 吉夫君	肥田 次郎君
平岡忠次郎君	広瀬 秀吉君
藤原豊次郎君	帆足 計君
藤原 七郎君	前田榮之助君
松井 政吉君	松井 誠君
松平 忠久君	松前 重義君
三木 喜夫君	三鍋 義三君
三宅 正一君	武藤 山治君
村山 喜一君	森島 守人君
森本 靖君	八百板 正君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君
安平 鹿一君	柳田 秀一君
山内 広君	山口シヅエ君
山口丈太郎君	山崎 始男君
山中 吾郎君	山中日露史君
山花 秀雄君	山本 幸一君
湯山 勇君	横路 節雄君
吉村 吉雄君	井堀 繁雄君
稻富 稜人君	受田 新吉君
内海 清君	佐々木良作君
田中幾三郎君	玉置 一徳君
西村 榮一君	本島百合子君
川上 貫一君	志賀 義雄君
谷口善太郎君	

日程第四 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 ○議長(清瀬一郎君) 日程第四、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和三十六年四月二十七日 衆議院會議録第三十四号 郵便法の一部を改正する法律案

六九八

郵便法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

郵便法の一部を改正する法律
郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「及び重量」を、「重量等」に改め、同条第一項第一号中「二百グラム」を「一キログラム」に改め、「盲人用点字のみを掲げたもの」の下に「又は盲人用の録音物若しくは点字用紙を内容とするもの」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

郵便物の大きさは、左に掲げる最小限の制限を下ることができない。ただし、厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十センチメートル、幅四センチメートルを下らない大きさのあて名札をつけたものについては、この限りでない。

一 円筒形又はこれに類する形状のもの

長さ 十二センチメートル
直径若しくは短径又はこれらに類する部分

三センチメートル

二 前号に規定する形状のものの以外のも

長さ 十二センチメートル
幅 七センチメートル

第十九条を次のように改める。

第十九条(現金及び貴重品の差出し方) 現金又は郵政大臣の指定する貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、書留の郵便物としなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二(郵便葉書等の無償交付) 郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、当該災害地の被災者(法人を除く)に對し、省令の定めるところにより、料額印面のついた郵便葉書及び郵便切手付きの通信用紙を無償で交付することができる。

郵政大臣は、前項の省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十二條第二項中「十二月十五日から翌年一月十日までの間に」を削る。

第二十三條第四項中「四円」を「六円」に改め、「売さばき人から」の下に「(省令の定めるところにより)」を加え、「一円」を「二円」に改め、同条第

六項中「前項」を「第二項」に改め、同条第五項を削る。

第二十五條第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十五條の二(第三種郵便物に係る認可に関する料金) 第二十三條第二項の認可を申請する者はその申請の際、前条の認可を受けた者はその認可を受けた後すみやかに、省令で定める額の料金を納付しなければならない。

第二十六條第一項中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、省令の定めるところにより、点字圖書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設(郵政大臣の指定するものに限る。)から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

第四種郵便物で第一項第二号及び第三号に掲げるものは、無料とする。

第二十七條第二項中「百グラム」を「五十グラム」に、「八円」を「十円」に改める。

第二十七條の二中「五円」を「重量五十グラム又はその端数ごとに八円」に改め、同条第一号中「同一市町村内(京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市内にあつては同一区内)」を「京都市、大阪市、横浜市、神戸市若しくは名古屋市の同一区内」に改め、同条第三号中「同一内容のもの」を「内容、形状、重量及び取扱いが同一のもの」に改め、「百通」の下に「(都の同一区内又は第一号に規定する市の同一区内のみにおいて発着するものにあつては、二百通)」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 大きさが、長さ二十七センチメートル、幅二十センチメートルをこえないものであること。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條(料金) 小包郵便物の料金は、郵便事業に係る原価、小包郵便物に係る役務の提供に要する費用、日本国有鉄道の小口扱貨物運賃、物価その他の経済事情を参酌して、政令で定める。

第三十二條第四項を次のように改める。

官公署及び特別の法律をもつて設立された法人で省令で定めるものに對しては、前項の担保を免除する。

第三十二條の二第一項中「書状及び郵便葉書」を「通常郵便物」に改め、「省令の定めるところにより、」の下に「数量、差出有効期間その他の事項を定めて」を加え、「及び郵政省の承認番号を表示したもの」を、「差出有効期間及び郵政省の承認番号を表示したものは、その差出有効期間内に」に改め、同条第二項中「書状及び郵便葉書」を「通常郵便物」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の料金及び手数料は、省令の定めるところにより、第一項の承認に係る数量のものの全部が同項の通常郵便物として差し出されるものとしたときの料金及び手数料の概算額に相当する現金又は有価証券(前条第三項の郵政大臣の指定するものに限る。)を担保としてこれを後納することができる。

前項の担保については、前条第四項の規定を準用する。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

第四十三條第二項を次のように改める。

前項の場合には、その請求人は、省令で定める額のあて名変更

料又は取りもとし料を納付しなければならぬ。

第四十四条第二項中「第二十七条の二に規定する」を削り、「あらたな住所又は居所が判明しているときは、これをそのあらたな住所」を「その受取人から省令の定めるところによりその後の住所又は居所を届け出ているときは、その届出の日から一年内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第二項第一号中「あらたな住所」を「前項の届出に係る住所」に改め、同条第三項中「三十五円を」同項第一号に掲げる額に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第四十九条を削り、第五十条第二項から第四項までを削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十条(取集料及び使用料) 第四

十七条の規定により郵便差出箱を私設する者又は前条の郵便私書箱を使用する者は、省令で定める額の私設郵便差出箱の取集料又は郵便私書箱の使用料を省令の定めるところにより納付しなければならぬ。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「小包郵便物」を「市内特別郵便物、小包郵便物」に改め、「通常郵便物」の下に「(市内特別郵便物を除く)」を加え、同項第二号中「通常郵便物」の下に「(市内特別郵便物を除く)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 市内特別郵便物
当該郵便物を市内特別郵便物以外の第五種郵便物として差し出す場合の料金と市内特別郵便物として差し出す場合の料金との差額に相当する額(書留としたものにあつては、その額に当該郵便物の書留料を加算した額)の料金

第五十三条第二項中「三十五円」を「同項第一号に掲げる額」に改める。
第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二(高層建築物に係る郵便受箱の設置) 階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所の用に供する建築物で省令で定めるものには、省令の定めるところにより、その建築物の出入口又はその附近に郵便受箱を設置するものとする。

第五十八条第四項中「前項の場合において、その物の評価が困難なため」を「前二項の場合において」に改め、同条第五項第一号中「三十五円」を「通常郵便物にあつては四十円、

小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額」に改め、同項第二号中「千円をこえる二千円」を「通常郵便物にあつては千円をこえる二千円」に、「算出した金額を三十五円に」に、「算出した金額を三十五円に加えた金額」を「算出した額を四十円に加えた額、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額」に改める。

第六十条第三項中「二十五円」を「三十円」とし、「五十円とする」を「その額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十一条第三項中「五十円とする」を「通常郵便物にあつては六十円」とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十二条第四項中「五十円」とし、前項の規定による取扱をするときは二十五円を増す」を「通常郵便物にあつては六十円(前項の規定による取扱をするときは、九十円)とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十三条第三項中「五十円」を「六十円」に、「二十五円」を「三十円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二(贈本の閲覧) 内容証明の取扱いをした通常郵便物の差出人は、その通常郵便物の内容たる文書の贈本の閲覧を請求することができる。

前項の場合には、その請求人は、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十四条第四項中「五十円とする」を「通常郵便物にあつては六十円」とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十六条第三項中「五十円」を「八十円」に改める。

附則
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2 改正後の第五十五条の二の規定は、この法律の施行の際現に存する建築物及びこの法律の施行後しゆん工する建築物でこの法律の施行の際現に新築の工事が施行されているものについては、当分の間、適用しない。

3 国は、この法律の施行後三年内に限り、改正後の第五十五条の二に規定する建築物の所有者又は使用者に対し、その必要とする郵便受箱を時価よりも低い対価で譲渡することができる。

4 前項の規定による譲渡に関し必要な事項は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

5 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に改正前の第三十二条の二第一項の承認を受けて、郵便料金はその受取人において支払うべき旨の文言及び郵政省の承認番号を表示したものを封筒又は郵便葉書として使用し、特殊取扱扱いとし、その受取人において差し出す通常郵便物については、この法律の施行の日から起算して一年以内に差し出されるもの限り、改正後の同項の差出有効期間の記載がなくても、同条の取扱いはする。

7 この法律の施行の際現に改正前の第三十四条第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る有効期間内に限り、その承認に係る記号を郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票に施してこれを使用することができる。

8 市内特別郵便物以外の郵便物については、この法律の施行の日から起算して一年内に限り、受取人の住所又は居所の変更につき改正後の第四十四条第一項の届出がない場合でも、そのあらたな住所又

昭和三十六年四月二十七日 衆議院會議録第三十四号 郵便法の一部を改正する法律案

は居所が判明しているときは、同条の規定により転送の取扱いをする。

9 この法律の施行の際現に郵便差出箱を私設している者又は郵便私書箱を使用している者が、この法律の施行前に、改正前の第四十九条(改正前の第五十条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりこの法律の施行の日を含む

期分(一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱又は郵便私書箱については、その日を含む期間分)として改正前の第四十八条第一項又は第五十条第二項の取集料又は使用料を納付しているときは、その者のその期分又はその期間分の取集料又は使用料については、なお従前の例による。

理由

郵便事業の円滑な運用に要する財源を確保するため料金体系を調整するとともに、盲人用録音物等の料金の免除、料金受取人払制度の拡充等を法定してサービスの改善を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長山手満男君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山手満男君登壇〕

○山手満男君 たいだいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月二十五日閣から提出されたものでありますが、その趣旨とするところは、郵便事業の経営財源を確保するため郵便料金の調整を行なうとともに、事業運営の合理化とサービスの改善をはかるため、郵便法の規定の一部に所要の改正を加えようとするものであります。内容の概略を申し上げます。まず、料金の調整につきましては、現行の郵便料金は、昭和二十六年十一月の改正以来、小包料金を除き、約十年間据え置かれており、その間、物数、特に、原価を償わない低料金郵便物の激増と、これが処理要員の増加、給与の向上、局舎施設の拡充等のため、事業財政はよりやく逼迫して、昭和三十六年度以降、相当の赤字が予想されますので、この際、一部料金の引き上げを行ない、収支の健全化をはかるとともに、これを業務の正常運行の確保、事業の近代化推進等に要する経費にも充当しようとするものであります。

料金改定の方針としては、国民生活並びに物価に対する影響を十分に考慮して、手紙とはがきの料金は据え置きとし、従来から著しく低料金であった新聞等の定期刊行物を内容とする第三

種郵便物につき、従来一円のものに二円に、従来四円のものに六円に値上げし、また、いわゆるダイレクト・メール等に利用されておる第五種郵便物につき、従来百グラムまで八円のものに五十グラムまで十円に、従来百グラムまで五円の市内特別を五十グラムごと

に入円に改めるほか、書留、速達等の特殊取り扱いの料金もおよそ十円程度引き上げることとしておりますが、他面、盲人用点字、録音物等については特に無料とすることに改めようとしております。小包郵便物の料金については、ある程度の引き上げを行なう予定になっておりますが、この業務が、信書送達業務に付帯する性質のものであることと、国鉄その他の運送業と並行的な立場にある事情等から、一定の基準のもとに、これを政令で定めることに改め、また、第三種郵便物の認可料等の付属的料金は省令で定めることに改め、こととしております。

次に、この法律案におきましては事業運営の合理化とサービスの向上をはかるための改正規定を含んでおりますが、その主要なものを申し上げます。第一に、高層建築物に対する郵便配達上の困難を救済するため、本法施行後に建築される三階以上の建築物については、省令の定めるところにより、一階の出入口付近に郵便受け箱を設置しなければならぬこととし、また、経済的に、国が郵便受け箱を時価よりも

低い対価で建築物の所有者等に譲り渡すことができることとしたこと、第二に、郵便物の取り扱いを容易にするため、その大きさの最小限を定め、また、第三種から第五種までの郵便物の重さの制限を従来の一・二キログラムから一キログラムに引き下げたこと、第三は、事故防止のため、現金その他の貴重品は書留としなければ差し出すことができないこととしたこと、第四は、非常災害の場合、被災者に対して郵便はがき等を無償で交付することができるとしたこと等であります。

なお、本案の施行期日は本年七月一日となっております。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、しばしば会議を開きまして、まず、提案理由の説明を聴取し、政府との間に質疑応答を重ね、特に、去る四月二十四日には、学識経験及び利害関係者を有する参考人名より本案に対する意見を聴取する等、あらゆる角度から慎重審議を行なったのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、本委員会は四月二十六日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党を代表して廣瀬正雄君より、本案審議過程における議論の動向にかんがみ、本法施行の施行期日を本年六月一日と改める旨の修正案が提出され、次いで討論に入り、日本社会党を代表して大柴滋夫君、日本共産党を代表して谷口善太郎君は、修正案並びに原案に対して反対の意見を、また、自由民主党を代表して大上司君は、修正案及び同修正部分を除く原案に対して賛成の意見を述べられ、引き続き採決を行ないました結果、賛成多数をもって修正案及び修正部分を除く原案を可決、よって、本案は修正議決を見た次第であります。

これをもって御報告を終わります。

(拍手)

〔参照〕

郵便法の一部を改正する法律案に対する修正案

郵便法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「七月一日」を「六月一日」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告があります。これを許します。田邊誠君。

〔田邊誠君登壇〕

○田邊誠君 私は、日本社会党を代表して、たいだいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

この改正法律案の主たる内容である郵便料金の引き上げについて、政府は、郵便事業の運営に要する財源を確保するために、この程度の引き上げはやむを得ないものである、と理由を申

し述べておりますけれども、私どもが今回の郵便料金引き上げに反対をいたします第一の理由は、これが国民生活と日本経済に与える著しい影響についてであります。

第三種、すなわち、新聞紙その他定期刊行物の五割ないし倍額の値上げは、経済、文化の恩恵に浴することの少ない山村僻地の比較的所得の低い人々に打撃を与えるでございましょうし、商業ベースに乗った郵便物といわれる第五種のダイレクト・メールの引き上げも、商品価格にはね返り、ひつきようするところ、国民大衆の負担となつてくるのであります。今回の料金引き上げに、新聞協会、学術界、出版業界等がこぞって反対しているゆえんも、ここにあります。

池田内閣は、日本経済の成長を謳歌せんとて、国民所得倍増の幻想を与えて参りましたけれども、国際収支の悪化等、先行きの見通しが暗いこともともに、公共料金を初めとする諸物価の相次ぐ値上げが国民の日常生活に暗影を投げかけていることを見のがすわけにはいかないものであります。さらに、国民の大きな不満と反対の世論に目をおおつて、国鉄運賃の値上げを強行いたしました池田内閣が、今回また、国民大衆の生活に最も密着し、国民に広く親しまれてゐる郵便の料金引き上げを行なわんとすることは、国民に背を向けた厚顔無恥の政治であると同時に、

これによつて現在惹起しつつある値上げムードに拍車をかける結果を招来することは、明白な事実であります。

(拍手)郵便料金の改定に引き続いて、電話料金の値上げ案がすでに国会に提出されておられ、さらに、東京電力は電気料金の値上げを政府に申請して参つておる実情であります。その他、ガス、水道、私鉄等の料金の引き上げもまた必至の情勢にあります。これら一連の公共料金の引き上げが他の一般諸物価の高騰をもたらし、国民生活に圧迫を加えていくことも、否定することができないでございましょう。かくして、国民各階層から、池田内閣の選挙後における最初の施策は物価値上げにあると批判をせられるのも、また当然の成り行きといわなければなりません。(拍手)

わが党が郵便料金引き上げに反対をいたします第二の理由は、郵便業務の本来持つ公共性と、独占事業としての性格によつて意識づけられる経営のあり方からであります。

長い歴史を持つ郵便事業が、わが国はもろろん、諸外国においても国営事業として連綿と続いて参つたのは、そのあまねく普遍性、公共性を有すると同時に、「通信の秘密は、これを侵してはならない」とする憲法第二十一条の精神にのっとり、郵便物に関する秘密は国の責任において確保する建前から、国家独占事業として自他と

もに認めてきたからであります。従つて、郵便事業を他の一般公共企業と同視することは基本的に誤りであるとともに、他の公社企業とも厳密にはその事業体系をいささか異にすると言えるのであります。経営の収支をまかなう道を料金収入等の事業収益のみにゆだねることは、決して妥当とは言ひ得ないのであります。戦前、通信事業会計の余剰は一般会計に繰り入れて参り、戦後においては、昭和二十六年まで郵政会計の赤字を一般会計から補てんをしてきた経緯を顧みますならば、過去における国家財政に協力してきたことに大きな原因を置いて生じた郵政事業の立ちおくれを克服するためには、一般会計からある程度の補てんを求めることは、諸外国においても現に多くの国がこのような措置をとつてゐることからして、郵便法に規定する通り、安い料金で国営事業を行なわんとする以上、当然の建前であらうと思ふのであります。国民の庶民階層から預けられた零細な郵便貯金、簡易保険の積立金については、その運用を大蔵省が一手に掌握し、財界に対する財政投融資にその大部分が充てられてゐることと相見合つて、郵政事業特別会計のみ料金収入をもととした独立採算をしてゐることは、まことに片手落ちと申さなければなりません。私どもが大衆

負担の増大によつて経営を維持せんとすることに反対するゆえんでございします。

料金引き上げ反対の第三の理由は、もし、かりに、ある程度の料金改定を是認するとしても、改正案の内容がきつめて不合理、非科学的であることからであります。

たとえば、第五種郵便物の料金引き上げと重量単位の制限強化によつてその影響を受ける度合いは、商業ベースに乗ったダイレクト・メールよりも、国民文化の關係の深い学術出版物等がさらに大きく、場合によつては十割以上の値上げ率となる結果が生ずるのであります。さらに、年賀はがきの四円は、郵政審議会の五円案答申にもかかわらず、据え置きとなつておりますけれども、政府の言う企業的立場を固執するとすれば、特別な低料金で保護すべき理由は乏しくなつて参るのであります。

私どもが今回の内容による郵便料金の引き上げに反対をいたさなければならぬ第四の理由は、独立採算制を貫かんとする政府の考え方からすれば、今回の料金引き上げの程度では相当長期間収支を償ふことは不可能であり、近い将来において再び赤字を生ずる結果になるからであります。

ち、二種、三種、四種とも、なおかつ原価と対比すれば赤字でありまして、わずかに黒字を保つ一種、五種も、逐年原価の上昇によつて、近く赤字となることは必至であります。たとえ一歩譲つて、総括原価主義の建前をとるといたしましても、当初、昭和三十六年度以降五カ年は収支償ふことができる

と主張しておりました郵政当局の見通しが、私の委員会における質問に対し、郵政大臣及び郵政当局の答弁に見られるごとく、封書、はがきの通送に航空便を用いる計画を繰り延べる等、事業内容の改善措置を放棄しても、なおかつ三年程度で再び赤字に転落することとが明らかになつて参つたことでもうかがい知れるのであります。本値上げ案が提出されて後二カ月にして補正予算を組まざるを得なくなり、さらに、自民党から出された修正案のごとく、わずか一カ月の繰り上げ施行まではか

らなければならぬ状況に陥らしてみれば、おそらく、三年を待たずして、収支均衡を保つためには再び封書、はがきをも含めた料金値上げを策せざるを得ない事態に達するでございましょう。国民の不安は将来にわたつて解消することがないのであります。私どもは、当面を糊塗する料金値上げをとりやめて、この際、郵政事業会計の赤字補てんは国の責任において一般会計から行ない、利用者たる国民大衆負担

種別に見れば、通常郵便物五種類のうち、二種、三種、四種とも、なおかつ原価と対比すれば赤字でありまして、わずかに黒字を保つ一種、五種も、逐年原価の上昇によつて、近く赤字となることは必至であります。たとえ一歩譲つて、総括原価主義の建前をとるといたしましても、当初、昭和三十六年度以降五カ年は収支償ふことができる

と主張しておりました郵政当局の見通しが、私の委員会における質問に対し、郵政大臣及び郵政当局の答弁に見られるごとく、封書、はがきの通送に航空便を用いる計画を繰り延べる等、事業内容の改善措置を放棄しても、なおかつ三年程度で再び赤字に転落することとが明らかになつて参つたことでもうかがい知れるのであります。本値上げ案が提出されて後二カ月にして補正予算を組まざるを得なくなり、さらに、自民党から出された修正案のごとく、わずか一カ月の繰り上げ施行まではか

昭和三十六年四月二十七日 衆議院會議第三十四号 郵便法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

七〇二

を軽減する道を講ずるより、政府に勧告をいたしたのであります。(拍手)
わが国の郵便事業は、創設以来、今年をもつて九十年を超過いたしました。その間、幾多の困難を克服して事業が守り続けられてきたのは、七割以上も人力に依存する事業の性格から、従業員に労働に負うところまことに大きいといわなければならないのであります。劣悪な労働条件のもと、人員不足に悩まされながら黙々と働いてきた郵政労働者の努力があればこそ、全国津々浦々にわたって郵便の送達が日々欠けることなく行なわれ、すべての国民に経済、文化の恩恵を浴せしめることができたのであります。最近、政府及び郵政当局の無施策と、怠慢からくる人員不足と、施設の劣悪さによつて、急増する郵便物を処理することができず、郵便物の遅延を惹起しておりますが、政府当局の側から、この原因を従業員に負わせんとすることが、言辭が弄せられておりますことは、郵政事業の実態を知らざるもはなはだしく、まさに、責任の転嫁といわなければなりません。(拍手)
この際、政府は、報いられることの少ない郵政労働者の待遇を改善し、国民へのサービスを普遍的に行ない、郵政事業の公共性を高めていくために、採算のみにとらわれることなく、郵政

事業会計の抜本的安定の方針と、事業の健全な発展の方途を構立すべきものであることを、私は、最後に、政府に對し強く要求をいたしまして、政府原案及び自民党修正案に対する私の反對討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。
よつて、採決いたします。
本案の委員長報告は修正であり、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
運輸大臣 木暮武太夫君
郵政大臣 小金 義昭君
國務大臣 迫水 久常君
國務大臣 西村 直己君
出席政府委員
運輸省海運局長 若狭 得治君

○朗読を省略した議長の報告
(通知書受領)
一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便為替法の一部を改正する法律
郵便振替貯金法の一部を改正する法律
森林開発公団法の一部を改正する法律

航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
(報告書受領)
一、昨二十六日、内閣から、原子燃料公社法第二十六條第三項の規定による原子燃料公社の昭和三十四事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。

(常任委員辭任)
一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

島村 一郎君 高橋 等君
牧野 寛策君
地方行政委員 福永 一臣君
文教委員 井伊 誠一君
農林水産委員 龜岡 高夫君 米山 恒治君
淡谷 悠蔵君
通信委員 佐々木更三君

建設委員 徳安 實藏君 廣瀬 正雄君
山花 秀雄君
予算委員 岡田 直君 田中伊三次君
網島 正興君 松本 俊一君
決算委員 東海林 稔君
議院運営委員 佐々木良作君

一、昨二十六日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 米山 恒治君
文教委員 佐々木更三君
通信委員 井伊 誠一君

(常任委員補欠選任)
一、去る二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

米山 恒治君 尾関 義一君
宇野 宗佑君 龜岡 高夫君
地方行政委員 佐々木更三君
文教委員 網島 正興君
農林水産委員 福永 一臣君 井手 以誠君
東海林 稔君
通信委員 前田 義雄君 大高 康君
建設委員 兒玉 末男君
予算委員 高橋 等君 島村 一郎君
櫻内 義雄君 徳安 實藏君

決算委員 山花 秀雄君
議院運営委員 井堀 繁雄君
一、昨二十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 牧野 寛策君
文教委員 井伊 誠一君
通信委員 佐々木更三君
(議案提出)
一、去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
(議案受領)
一、昨二十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

議案付託

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八七号)
法務委員会 付託
一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。
肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七一号)(参議院送付)
農林水産委員会 付託
(議案送付)
一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十四年度一般会計予
備費使用総調書(その2)
昭和三十四年度特別会計予
備費使用総調書(その2)
昭和三十四年度特別会計予
算総則第十四条に基づく使
用総調書
昭和三十四年度特別会計予
算総則第十五条に基づく使
用総調書
昭和三十五年度一般会計予
備費使用総調書(その1)
昭和三十五年度特別会計予
備費使用総調書(その1)
昭和三十五年度特別会計予
算総則第十一条に基づく使
用総調書(その1)
学校教育法等の一部を改正する法律
案
大阪港及び堺港並びにその臨港地域
の整備のため発行される外貨地方債
証券に関する特別措置法案
税理士法の一部を改正する法律案
工場立地の調査等に関する法律の一
部を改正する法律案
(回付議案要領)
一、昨二十六日参議院から回付された
内閣提出案は次の通りである。
公有林野等官行造林法を廃止する法
律案
経済企画庁設置法の一部を改正する
法律案

(承諾を求め
るの件)

(議案通知書要領)

一、昨二十六日、参議院において次の
内閣提出案を可決した旨の通知書を
受領した。
郵便為替法の一部を改正する法律
案
郵便振替貯金法の一部を改正する法
律案
森林開発公団法の一部を改正する法
律案
航空機工業振興法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律案

衆議院会議録第三十二号(その一)中
正誤

ページ 行 誤 正
六四上 九 待従長 待従長

昭和三十六年四月二十七日 衆議院會議録第三十四号

七〇四

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円

(但し其賣價は二十円)
(郵送料別)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一至九段四三三